

平成26年度教育委員会活動の自己点検・評価の概要について

1 点検・評価の必要性

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成20年4月施行）により、下記事項が規定された。
 - ・ 教育委員会が事務の管理・執行状況について、毎年度、自己点検・評価すること。
 - ・ その結果に関する報告書を議会に提出し、公表すること。
 - ・ 点検評価を行う際には、学識経験者の知見の活用を図ること。

2 点検・評価の対象

- 点検・評価の対象は、平成26年度に実施した教育委員会の事務事業とする。
 - ・ 「教育委員会の活動状況」については、26年度の教育委員会の会議開催状況等についてまとめた。
 - ・ 「教育委員会の事務事業」については、「第5次山形県教育振興計画」に基づき、26年度に重点的に取り組んだ事務事業の実績をまとめた。

3 学識経験者の知見の活用

- 「山形県教育懇話会」において意見聴取を行う。

4 平成26年度の点検・評価の工程（予定）

- 8月20日 定例教育委員会において、点検・評価（案）を説明
- 9月1日 教育懇話会において、点検・評価（案）に関して意見聴取
- 9月10日 定例教育委員会において、懇話会の意見を踏まえた最終的な点検評価を協議。
- 10月 9月定例会の最終日に他の決算資料とともに議会に提出（10月の決算特別委員会において審議）し、県のホームページにより公表。